

まん延防止等重点措置延長の影響により 売上が減少した事業者への支援

①事業復活支援金（国）

- 主な要件
 - ①新型コロナの影響で売上が減少した事業者
 - ②対象月の売上高が基準月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少
 - 支給額 $(\text{基準期間の売上高}) - (\text{対象月の売上}) \times 5$
ただし、**法人上限：250万円 個人上限：50万円**
- ※対象月…令和3（2021）年11月～令和4（2022）年3月のいずれかの月
※基準月…平成30（2018）年11月～令和3（2021）年3月までの間の任意の同じ月

すべての業種

②酒類販売事業者等緊急支援金（県）

- 主な要件
 - ①まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等での酒類提供停止要請の影響を受けている
酒類小売事業者、酒類卸売事業者、酒類製造事業者であること
 - ②該当月の売上が平成31年～令和3年の同月と比較して30%以上減少
- 支給額 $(\text{売上減少額}) - (\text{事業復活支援金（国）}) \times 1 / 5$
法人上限：10～60万円/月 個人上限：5～30万円/月
※減収割合によって変動
※年間売上高1億円超の事業者は、**上限を1.5倍**に引き上げ

酒類販売事業者、
酒類製造事業者

③県内事業者緊急支援金（県）

- 主な要件
 - ①まん延防止等重点措置の適用延長による影響を受けている県内事業者
 - ②令和4年1月から3月までのいずれかの月の事業収入が、基準月（平成31年から令和3年までのいずれかの同月）の事業収入と比較して50%以上減少
 - ③上記②の基準月の事業収入額が10万円以上であること
- 支給額 一律**10万円**

すべての業種
協力金受給の飲食店等は除く。

すべての支援金の要件を満たせば、**① + ③**、**① + ② + ③**の組み合わせで併給可能